

平成 5年 3月31日

昭島市教育委員会

教育長 高 橋 邦 男 殿

昭島市社会教育委員会議

議 長 八 島 正

昭島市における休日の拡大等に対応した青少年の
学校外活動について (最終答申)

平成4年6月26日付、4教社社第80号、昭島市教育委員会より
諸問のあった事項に対し、本委員会議は別紙のとおり最終答申を
いたします。

諸問事項

1. 昭島市における休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動について
2. 昭島市における学校週5日制に係る学校外活動について

答 申 (最 終)

詮 開 審 項

1. 昭島市における休日の拡大に対応した青少年の学校外活動について
2. 昭島市における学校週5日制に係る学校外活動について

答 申 内 容

はじめに

1. ゆとりの潮流
2. 推進体制づくり
3. 家庭の教育
4. 青少年と地域の生活教育
5. 情報ネットワーク
6. 学校開放

おわりに

平成 5年 3月31日

昭島市社会教育委員会議

はじめに

学校の五日制をめぐる問題が、社会の今日的課題になっている。これは、21世紀に生きることもたちの望ましい人間形成をはかるための家庭、地域社会および学校それぞれの教育のありかたを、社会の変化に対応して、問い合わせ直す課題であるともいえるであろう。

平成元年度の金融機関の週休二日制に続き、平成4年5月には国家公務員の週休二日制が実施に移された。くわえて、労働時間短縮を指向する動きは強化しつつあり、平成6年から8年度までの間に、週40時間労働が制度化される見通しも確実になった。

青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議は、親の週休二日制の普及など、まさにこうした社会の変化に応じて、親と子どもの余暇の過ごしかたやそのために必要な施策などを検討するために発足したのである。

子どもの学校外活動のために、本市においては、山の家等野外活動施設が整備されつつあるが、親と子がともに日常的に利用できる身近な学校外活動施設は不十分といわざるをえない。また、これらの活動を多様で豊かなものにするための指導者など人的資源の確保をはじめ市有諸施設の活用なども求められている。

これらの諸点をふまえ、社会教育委員会議は、前期同委員会議が提出した第一次答申の理念をもとに、以下のように答申する。

1 ゆとりの潮流

企業のさまざまな形の勤務時間体制や休暇制の試みが、やがて金融機関一斉の週休二日制につながり、さらに、官公庁の土曜閉庁をもたらした。こうした動きは全勤労者の労働時間の短縮、休暇の在り方に対する考え方大きな波及効果を示し始めた。たとえば、働く時間を各自が自由に設定する「フレックスタイム制」を国家公務員に適用しようとする動きにも、これをうかがうことが出来る。これらはいずれも、日本社会の「ゆとりづくり」が、一段とその速度と広がりを増していることの表れであるといえよう。

社会のこのような「ゆとり」に関する潮流は、いまこそ、一人ひとりのおとなが休日を子どもとともに「ゆとりの休日」、「体験の（生活、社会、自然）の休日」として活用すべきときであることを示唆している。

子どもたちがその親とともに、この「ゆとりの休日」を利用し、成長過程で家庭、地域の多くの人々との交流を深め、生活に基づく直接体験を通して学ぶことは、豊かな人間関係や社会性を培う最良の方法であろう。子どもたちがたくましい心身や奉仕の精神、豊かな情操など生きる力に溢れた人間に育つのに必要な機会は「ゆとりの休日」を活用できる条件の整備によって創り出される。

2 推進体制づくり

学校五日制が定着してくると、学校に替わる機能を専ら社会教育に求める傾向に偏り易い。五日制の実施は、これまで学校だけに依存してきた子どもの教育を

本来の理念に立ち返って、家庭、地域の役割とともに見直す機会をもたらしたと考えるべきである。

親と子の「ゆとり」を生かす時間の使い方と活動は、家庭、地域社会および学校それぞれの教育上の役割の確認に基づくものでなくてはならない。その上で一人ひとりが興味、個性、適性にあわせて社会体験、自然体験などを自ら主体的に選択し活動することが望ましく、これを支える条件を整備し援助することが必要である。

そのためには、教育に関する従来の偏りを正し、「ゆとり」をこどもたちの健全な育成に活用することを市民活動として位置付け、市民あげて取り組み推進すべきである。できるだけ早い時点で、家庭、地域、学校によるこのための推進組織「ゆとり活動をすすめる会議」（仮称）を組織し、現実的、実際的に学校外活動を開発し展開する。

3 家庭の教育

学校が5日制であれ6日制であれ、家庭、地域の子供に対する教育的責任は、本来7日間に及び、その意味では7日制である。学校5日制は、長らくなおざりにしてきたこの家庭、地域の責任を、あらためて考える機会を提供したに過ぎない。従って、5日制が提示した課題は、休日になった土曜日の半日をどう過ごすか、誰が子どもの面倒をみるかという問題ではない。家庭、地域が、月曜日から日曜日までの7日間の子どもの生活にどのようにかかわるかを考え、その中に休日が2日含まれるということである。

こどもが登校する5日間の親子の交流に無関心であっては、2日間の休日を豊かにすることは出来ない。親と子の交流を休日だけに限ることそれ自体にむりがある。登校日の交流を見直し、その意義を大切にすることによって休日の交流が充実するのである。

交流は親が子の行動の一つひとつに目を光らせ、指示や干渉を多くすることによって得られるとは考えがたい。こどもは年齢とともに行動空間を広げ、それとともに親や家族より仲間との交流を重視する傾向をまし、仲間の影響が行動に大きく反映する。しかも、その仲間との交流の仕方には、家庭における親子の交流の在り方が色こく写し出される。つまりこども達は、自分が家庭であつかわれたと同じやりかたで仲間を扱う。家庭の教育におけるこの意義と必要性はおおきなものであろう。

小学校、中学、高校とすすむにつれてこどもは自分の主張を強める。親や教師に対する強い反発によつて自身の自立を誇示することも少なくない。成長、発達に伴う行動特徴を理解し、自立に対する強い欲求を彼らの主体的な生活態度の確立に方向づける援助が必要である。これには二側面の協同が求められる。

一つは、これまで学校が取りこんできた家庭でなされるべき教育の諸側面を一つひとつ家庭に返すことである。それには、これまで以上に学校は家庭と連絡を密にし、役割りを家庭に返す取り組みを計画的、継続的に進めることである。

いま一つは、青少年が「志を立て目標のある生活、目標に向かって挑戦する生活」の土台となる経験の場を用意することである。

“どんな時代になろうとも、どんな職業に就こうとも、一人で生きていく力を身につける人間教育が家庭教育。学校教育は社会的地位のための教育である”というルソーのことばは、学校5日制を機に、この二つが互いに補いあって機能することの大切さを我々に示してくれる。

4 青少年と地域の生活教育

青少年はいうまでもなく地域住民の一員である。その年齢、関心、適性に応じて地域の自治活動やボランティア活動などに参加する機会と場を積極的に用意すべきである。「子どもだから」と一括りにして退けたり、青少年のためにおとなが用意した行事に参加をかぎることは、青少年と地域とのつながりを弱め、自立を損なう。

従来おとなに限られていた自治会活動に親子で参加したり、青少年の発達に応じて彼らに任せる活動を検討し、用意することはそれ程むつかしいことではなかろう。こうした検討や活動の過程が青少年と地域の結びつきを強め、彼らが能力や技術を発揮し認められる機会を創りだす。その能力や技術、人柄を広く地域社会の期待に結び付け活かすのは地域のリーダーの役割であり、家族や地域の支えである。青少年が自身の技術と力を自覚し、社会に役立つことに誇りをもつ基盤は地域社会による認知であり、貢献に対する評価である。

青少年の地域活動や社会に対する貢献の可能性を見出だし、方向付け、支えるのは、青少年に関するあらゆる組織、機関、団体、人々である。これらのすべてが、ゆるやかなつながりを持ってその役割を果たすためには、情報を集約し提供する地域ごとのセンター機能が必要である。

小学生段階の子供たちに対する生活と体験にもとづく学習機会の提供は、必要であるが、慎重でなくてはならない。おとなが場と材料と方法を用意する行事や活動は、それが組織的であればある程、参加する子供の依存性を助長し自立を妨げる可能性が大きいからである。指導者が指導内容に自信をもち、活動のまとまりやその成果に関心が強い程、その傾向も強い。したがって、この種の活動は、隣のおじさんやおばさんが、顔見知りのこどもたち数人に、けん玉やこまわしあてだまの作り方を教え、あそぶような、身近かで小人数のものを、多数つくりだし、育てるための取り組みから出発するのがのぞましい。

組織や団体による行事や活動は内容が充実し、社会的に訴える力も大きい。一方、これには参加出来るおとなが限られ、継続するには特定の人の負担が大きくなり易い。「ゆとりの休日」は特技を持つ大人による「指導」が中心でなく、子どもの生活と発達に関心をもつ「普通」のおとなが子どもたちの輪の中にいて、「普通の生活と体験」を、子どもの交流を楽しみながら伝える日であってほしい。

子どもが社会活動や体験学習に参加することはのぞましい。しかし、休日の増加を理由に必要性が強調され、計画される行事や活動は、子どもの参加をなにより重視しすぎる危険もともなう。おとの目の届く所で、子どもをひとつにまとめ、おとの計画に従って活動させることで安心を得ようとするおとの管理主義に気付かないと、同じことがくりかえされる。参加それ自体が目的ではあるま

い。参加によって多様な人間関係を経験し、自分の考え方、感じ方を他人と比較し、確かめ、人間形成に資することが目的であろう。

5 情報ネットワーク

周到に計画され体系的に組織された活動であっても、子どもが、目標やプログラムの消化に追われたり、全体の動きに引きづられるような活動は、継続し難いだけでなく、受動的な参加に終始するであろう。

豊かな生活を目指す校外の生活学習や体験学習は身近で、継続的であることに加えて、選択の範囲が広いことがのぞましい。一方、学校外活動の指導者としてすぐれたベテランを多数、しかも継続的に確保することは容易でない。従って、学校外活動推進の第一歩は、指導者の発掘と育成である。学校で子どもたちに、それぞれの父、母、兄、姉の好きなこと得意なことをきけば、日曜大工の好きな人、野外料理の得意な人、野草や樹木に詳しい人、カメラ、クッキー作り、サッカー、釣り、からオケなどを趣味にする人は多いはずである。この人達が、子どもたちに、教えることに拘らず、一緒に楽しむ「核」になってくれることが望ましい。

子どもたちは、仲間のお父さんお母さんが活動の中心になるというだけで、新鮮な关心と興味を持つであろう。好きであっても「教えるのは、、、」という人が多かろう。それには、協力の得られるこの人達を数人ずつ学校に招き、教師も加わって、2、3回「学校外活動ゴッコ」を試みれば十分であろう。はじめはしりごみする人も、自分の好きなこと、得意なことを子どもに伝える楽しさに気すれば、やがて活動の「核」になる協力者に変身するであろう。これを可能にするものは、活動の実際を試みる機会と場所の確保につきるといえる。

この地区（学校）単位の指導者の数と活動のレパートリは、当初すくなくとも活動を続けることによって増えることが予想される。それには、活動内容・指導者のリストの作成と配付による支援が必要である。

市有の公園、体育館、グラウンド、図書館、公民館などで行われる公、私の活動案内をはじめ、子どもたちがこれらを利用してできる活動内容についてもわかり易い情報が用意されなくてはならない。

各地区で個々に用意された活動計画の情報を集約し、これらをまとめて各学校にファックスで送る情報ネットワークの確立、情報を一人ひとりの子どもに確実にとどけるシステムの整備が求められる。

6 学校の開放

学校開放について、社会教育法は「学校施設の利用」といい、学校教育法は学校施設の「社会教育への利用」と述べているが、この利用・開放は、学校施設固有の特質に関する十分な配慮、利用に伴う問題の検討と必要な対策を欠いてはならない。

学校は各地域のほぼ中心に位置し、それだけ利用者に近く、屋内、外に比較的広いスペースを持つだけでなく、誰もが一度は学んだ経験を持つ親しみのある施

設である。これらの面からすれば学校は地域活動利用に適した施設である。

一方、学校は児童・生徒の教育という唯一の目的のための施設であることから開放・利用上、以下のような大きな制限も持つ。すべての施設・設備が児童・生徒の使用に適した規格で統一されている。そして週日は全施設を教育活動に使用する一方、休日には全て閉鎖するという全面利用と閉鎖を前提とする構造である。これらの諸点からは、学校は運動場、体育館のような比較的独立した施設以外は、部分的な開放・利用に適さない施設といわざるを得ない。このことは、現状のままで学校施設を開放・利用に供すると、広くて、多様な機能を持つ施設の管理に多額の経費を要することを示唆する。

学校施設の持つ利点をいかし、翌日の教育活動の支障にならない休日の学校利用を実現するための検討と対策がもとめられる。学校教育施設の使用目的を、本来のものから拡大するためには、合理的な利用ルールの設定と遵守が何より優先することはいうまでもないが、学校開放が管理上の問題や困難に終始しないための基本条件は、開放・利用にあわせた学校施設の改善、整備である。

学校施設改善の中心は、全施設が開放的で一括管理に適した学校を一部利用に適し、部分管理が可能なものにすることであろう。それには、どのような活動のために、どの施設を、どのように使用したいかに関する地域の使用希望メニューを把握する必要がある。

使用希望メニューの出所は二通りであろう。一つはの社会教育諸団体をはじめ青少年関係の既存の諸団体であり、他は、学校が家庭に教育機能の一部を返す取り組みを進める中で生まれるいわばお父さんクラブ、お母さんクラブである。

お父さん、お母さんが「核」になり、担任教師が手ほどきし、活動の仕方、学校施設の利用方法を経験したグループが増えるに従って、学校施設に対する利用する立場からの改善提案は具体化するであろう。

おわりに

学校の授業日数を5日にすることは、まさに教育制度の問題である。しかし、学校五日制に象徴される休日の拡大は、市民の目を、生活に直接つながる物の量から生活の質に向け、子どもの教育に対する家庭や地域の責任をあらためて考える機会をもたらした。休日が増えた市民は「生活を充実し、豊かにする」ための方向を求め、子どもとともに楽しむ学校外活動をはじめいろいろな面で、従来とは異なる、公による援助と施策の充実を求めるであろう。

また、授業のある週日もふくむ子どもの生活や福祉等市民としての生活の充実学校教育をはるかに超える課題である。まして、休日の増えた親をふくむ市民の「ゆとりの休日」の実現は全市的な取り組みと市民の理解ある協力・参加がなければその糸口さえつかめないであろう。

社会教育委員会議は、これまで学校外活動のいくつかについて実践し、市民の要望に応えてきた。これまでの活動とその経過を振り返り、あらためて、休日の拡大等社会の変化に伴い市民生活にしめる「ゆとり」の意義の重要さとその影響の大きさを考えると、この課題は、独り、社会教育委員会議が担い得る範囲を超えて、市市民あげて取り組むべき、大きな広がりと重要な事柄を含むことが明らかに

なった。

公民館、図書館、公園などをはじめ市有施設の利用や増設要求は、休日の増加によってますます強まるであろう。こうした市民の要望には及ぶ限り応えるべきことはいうまでもないが、「ゆとりの休日」が施設、設備の量だけだけで実現するものでないことを忘れてはならない。

既存の施設を利用する活動の過程には、新しい活動の芽やグループが生まれる可能性がふくまれ、子どもの家庭や地域にその教育的役割を計画的に返す活動の過程には、さらに多くの活動と活動の「核」を育てる素地が身出されるであろう。これらの芽や可能性を広く市民の「ゆとりの休日」に結びつくるものは、市民の協力と、市各部局の連携に基づく強力な支援体制の整備である。

社会教育委員会議は、これら多くの課題のうち、従来の活動実践をもとに、新たな視点にたつ展開を加えつつ、「ゆとりの休日」実現、普及の芽を見いだし「核をふやす条件の整備がもっとも緊急な課題であると考える。

さきの第一次答申に続き、継続して慎重な審議を重ね、以上をもつて諸問に対する最終答申とする。

第17期昭島市社会教育委員

議長	八島正
副議長	小川仁
委員	清水俊光
"	藤本皓司
"	野尻弘子
"	森谷治男
"	浅井浩
"	関利樹
"	荒木計子
"	岡本謙一（退任）

任期 自 平成4年10月 1日
 至 平成6年 9月30日

前期議長	丸山康雄
" 委員	中嶋留吉
" "	江村良子